

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業Q&A

質問項目	質問	回答
実施要領2	土地の使用料はいくらくらいでしょうか。 使用する土地の台帳価格や面積などが分からないと算出できないのでお伺いしました。	行政財産の使用料に関する条例に基づき、月額で土地の適正な価格に1000分の3.5を乗じて得た額となります。「適正価格」とは、原則として時価を適用します。 【参考】本庁の場合、令和5年度の1平米あたりの年間使用料は8,856円
実施要領7(1)ア (ア)	設置実績に関して、この度補助金の申請が通っており、工事をまっている箇所につきましては左記内容に該当するのかどうかご教授いただけますでしょうか。	設置実績につきましては設置工事が完了している案件のみが該当します。
実施要領7(1)ア (キ)	請求書機能が現時点で必要でしょうか、それとも導入時ないしは今後のアップデートでも問題ないでしょうか。	導入時又は今後のアップデートで対応する場合は、その旨を企画提案時に御記載ください。充電器の利用開始時までに対応できるよう調整をお願いします。
実施要領8(3)	プレゼンテーション審査用に、企画提案書の様式とは異なる形で資料の様式を修正することは可能でしょうか。	プレゼンテーション審査はZoomミーティングで行うことを予定しております。 プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、資料の形式については、ミーティングで画面共有できるものであれば、提案者が希望する形式で作成いただいても構いません。
その他	普通充電ないしは急速充電の指定はありますか。	指定はございませんが、今回の事業では目的地充電のための設備と考えていますので普通充電器を想定しております。 施設によっては急速充電器の設置が難しい場合があります。